平成２７年（フ）第３８７号
岐阜県本巣市佐原122番地１
債務者　浅野　隆男
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４１１号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町１丁目26番地２（各務原パークホームズ　202号）、前住所岐阜県各務原市蘇原清住町１丁目107番地
債務者　セイウン産業こと　後藤　英毅
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４２９号
岐阜市岩田東３丁目267番地、前住所愛知県春日井市稲口町３丁目５番地19
債務者　おあしすこと　片岡真記子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　義孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０４０号
北海道江別市ゆめみ野東町５番地の23
債務者　湊　　瑞穂
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６９号
札幌市東区北15条東７丁目１―30―1101号、住民票上の住所札幌市白石区菊水元町７条２丁目２番２―201号
債務者　敦賀　　恵
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９４号
北海道千歳市末広８丁目７番11号　アーバン千歳203号
債務者　加藤　奈美
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３８号
札幌市南区澄川４条２丁目８番22号　トロワフレール３Ｃ
債務者　森　智恵美
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９４号
札幌市白石区栄通20丁目１番22号　エルム１―103号
債務者　片貝　　誠
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
北海道枝幸郡枝幸町歌登桧垣町136番地117
債務者　打田　信宏
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１６５号
千葉県銚子市明神町２丁目290番地　金子荘３号
債務者　熱田　　徹
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
千葉県銚子市松岸町１丁目４番地の７
債務者　伊藤かおる
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
千葉県匝瑳市八日市場イ112番地７
債務者　畔蒜　　智
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字森267番地56、前住所京都府舞鶴市字泉源寺1401番地の28
債務者　髙木　孝司
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字浜626番地２、前住所京都府舞鶴市字泉源寺1401番地の28
債務者　髙木　友和
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
堺市北区百舌鳥梅町１丁11番地１
債務者　山﨑ひと美
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３１号
大阪府松原市三宅中４丁目５番７―101号
債務者　影山　紘司（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６０号
堺市中区八田北町619番地24
債務者　安尾はるみ
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係